

## 憲法 出題の意図

### 問題1

公務員の争議権についての問題である。労使間のトラブルについて、労働者としての公務員の権利と公共的な職務の担い手としての制約について、どのように調整すべきであるかを問うものである。現在の判例とされているのは全農林警職法事件判決であるが、これに従う必要は必ずしもない。全通東京中郵事件判決や東京都教組事件判決で示された合憲限定解釈を採用してもかまわない。

また、本件は賃上げ闘争ではないので、これらの判例をそのまま引くことについても問題がある。つまり、賃金についてはそれが議会制民主主義の過程において決定されるとか、人事院勧告という代償措置が存在するといった、労働基本権の制約を正当化する要素が存在するわけだが、セクハラ・パワハラ対策についてはむしろ現場の問題であり、このような正当化はなし得ない。一般企業の場合には労働基準監督署や労働局に対して相談ができるように、公務員の場合には人事院に相談や不服申立て等を行うことは可能だが、それが争議権の制約の正当化になり得るかどうかの問題となる。

### 問題2

議会制民主主義において不可欠の要素であるとされる政党の役割について問う問題である。政党の役割については、最高裁判所は八幡製鉄事件（最高裁判所昭和45年6月24日大法廷判決、民集24巻6号625頁）において「議会制民主主義を支える不可欠の要素」「国民の政治意思を形成する最も有力な媒体」としている。政治意思の形成とは、選挙において国民に分かりやすく公約やマニフェストを示すことで国民の選択に資すること、国会において公約を守ることで国民の政治意思を実現するということのほか、社会から様々な要望を聞き取って政治の場に反映するという役割などもある。ほかにも、政治家の養成・研鑽の場としての役割や、政治的意思決定を議院内の会派を通じて組織する役割などもある。